

「新世紀に向けて－水源地域の自立・新生と
流域一体となった取り組みを目指して－」

平成 1 2 年 4 月

水源地域対策のあり方に関する検討委員会

目 次

序	1
第 1 編 水源地域対策の現状	
第 1 章 水源地域の定義	2
第 2 章 ダム水源地域における対策の現状	4
第 3 章 水源地域対策特別措置法を中心とした水源地域 対策の現状	6
第 1 節 ダム建設に伴う水源地域対策の現状	6
1. 補償	6
2. 水源地域対策特別措置法による措置	6
3. 水源地域対策基金等による生活再建対策等	7
第 2 節 水源地域対策特別措置法による措置の現状	8
1. 水源地域対策特別措置法の概要	8
2. 水源地域整備計画の現状	10
第 3 節 水源地域対策特別措置法の制定及び改正の 背景と経緯	12
1. 水源地域対策特別措置法の制定の背景	12
2. 水源地域対策特別措置法の制定の経緯	13
3. 水源地域対策特別措置法の改正の経緯	15
第 4 章 広義の水源地域における対策の現状	17
第 2 編 水源地域対策の課題	
第 1 章 水源地域対策特別措置法を中心とした水源地域 対策の課題	18
第 1 節 水源地域整備計画の課題	18
第 2 節 生活再建対策の課題	21
第 2 章 健全な水循環系の構築のための水源地域対策の 課題	22
第 1 節 広義の水源地域における対策の課題	22
第 2 節 ダム水源地域における対策の課題	23

第3編 水源地域対策のあり方

第1章 水源地域対策特別措置法を中心とした水源地域

対策のあり方 25

第1節 水源地域整備計画のあり方 25

第2節 生活再建対策のあり方 25

第3節 水源地域対策特別措置法が適用とならないダム等
の扱い 26

第2章 健全な水循環系の構築のための水源地域対策の

あり方 27

第1節 水源地域の自立・新生 29

1. 魅力ある水源地域の創造 29

2. 水源地域が自立・新生していくための人材の
発掘・育成 30

3. 行政・住民との役割分担の明確化とパートナー
シップの推進 31

4. 問題意識を持った水源地域同士の交流による
互いの自己啓発 31

5. 非営利組織との連携 31

第2節 上下流(流域)一体となった水源地域対策の推進 .. 33

1. 流域全体における今後の良質な水資源の安定的
確保に関する住民の意識の高揚 33

2. 行政・住民との役割分担の明確化とパートナー
シップの推進 35

3. 非営利組織との連携 35

第3節 水源地域対策基金を活用した対策の推進 36

おわりに 37

参考資料 41

序

現在、水源地域対策は、ダム起業者による補償、水源地域対策特別措置法（以下、「水特法」という）による措置、水源地域対策基金等による生活再建対策等その他の措置を有機的に組み合わせることにより実施されている。このうち、水特法による措置では、ダム建設に伴う水没によって大きな影響を受ける水源地域において、水源地域整備計画に基づいて、様々な影響緩和事業が実施されており、昭和 49 年の水特法施行以来、平成 12 年 3 月末までに、82 地域において水源地域整備計画が決定され、37 地域の整備計画が完了し（平成 11 年 3 月末現在）、ダム建設の促進ひいては水資源の開発に大きく貢献しているところである。

しかしながら、水特法が施行されてから四半世紀余りが過ぎ、水資源開発や水源地域をめぐる社会経済的な環境は変化しており、このような状況の中で水源地域対策を円滑に進め、より効果のあるものとするためには、制度全般について改めて点検し、所要の検討を行う必要がある。さらに、水特法が制定された当時は水需要が急増する中であり、ダム建設が極めて重要な国家的な課題であった。しかしながら工業用水の再利用の進展、産業構造の転換等により、水需要の伸びは鈍化してきており、一方で少雨化傾向の中で利水安全度が計画ベースより下回ってきている。このような中で、水資源政策の目標が、増大する水需要に対応する観点からの水資源開発の促進から、健全な水循環系の構築へと拡がりつつあることを踏まえると、水源地域対策の目標もダム建設の促進に加え、水源かん養機能の保全等健全な水循環系の構築のための水源地域対策へも視野を広げていく必要がある。

このため、本検討委員会（委員長 京都大学防災研究所所長 池淵周一）においては、水特法を中心とした水源地域対策の現状と課題を整理し、そのあり方について検討するとともに、健全な水循環系の構築のための水源地域対策のあり方について検討することとした。